

令和3年度地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和3年3月10日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための基本的な方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用機関

日本海総合病院及び日本海酒田リハビリテーション病院並びに日本海八幡クリニック、升田診療所、青沢診療所、松山診療所、地見興屋診療所及び飛島診療所とする。

3 調達の対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、その住所または所在地が山形県内にある法第2条第4項で規定する施設等とする。

4 調達の目標

調達の目標額は、前年度の調達実績額と同程度若しくは上回る額とする。

5 調達の推進方法

（1）施設等に関する情報

適用機関は、山形県ホームページ等により調達の対象となる施設等に関する情報の入手に努める。

（2）随意契約制度の活用等

物品等の調達にあたっては、当該契約が病院機構契約事務取扱規程第19条の規定により随意契約によることができる場合には、施設等からの優先的・積極的な調達に努める。

（3）施設等に対する発注時の配慮

適用機関は、施設等への発注にあたっては、当該施設等の物品等の提供能力に合わせ、納期、発注量等の仕様について適切に配慮するよう努める。

6 調達方針、調達実績の公表等

事業年度の終了後、調達実績をまとめ、ホームページで公表する。

7 その他

各病院及び各診療所、並びにその敷地内での展示・販売、イベント等における販売スペースの確保等を図り、施設等の物品の販売機会の確保に努める。